

2025年12月10日

宇久島みらいエネルギー合同会社

職務執行者 岸田 勇次郎 様

一般社団法人日本生態学会九州地区会会長 立田晴記
一般社団法人日本生態学会自然保護専門委員会委員長 関島恒夫

宇久島北部及び西部の草原・湿地環境の保全を求める要望書

宇久島は五島列島の北端に位置し、特に北部・西部の海岸沿いには風衝草原が広がり、古くから牛の放牧地として利用されてきました。また、良好な環境を維持した広い砂浜海岸が現在も残っています。これらの環境には、多くの絶滅危惧種や未記載種、最近記載されたばかりの稀産種など、学術上貴重な動植物が生息・生育しています（別紙参照）。また、春にはオカオグルマ、ミヤコグサ、秋にはハマベノギク、ダルマギク等の群落が一斉に開花し、景観的にも大変優れた環境となっています。このように、極めて優れた自然環境を有する宇久島ですが、現在、島の面積の4分の1程度が事業地となる国内最大規模のメガソーラー施設の建設計画が、貴社を事業主体として進められています。

本事業予定地には、絶滅危惧種を含む貴重な動植物が生息・生育する草原や湿地が含まれており、事業の実施により、これらの優れた自然環境や貴重な生物に対する重大な影響が懸念されます。しかしながら、本事業計画は、2020年に施行された環境影響評価法施行令の一部改正による出力4万kw以上の太陽光発電事業が新たに法アセスメントの対象になる前に経済産業省に提出されていたことから、メガソーラー建設が生物種や生態系に与える影響に関する法アセスメントが実施されていません。したがって、絶滅危惧種や学術上貴重な動植物への影響の回避・軽減に関する対策も検討されていません。

本事業は、その計画が公表されてからかなりの時間が経過しています。太陽光発電事業が現在では環境影響評価法の対象に追加されており、出力が48万kwにも及ぶ本事業の規模、環境と生物に与える影響の大きさを鑑みると、法アセスメントに準じた自主的な環境アセスメント（以下、自主アセスメント）の実施が不可欠であり、それが実施される場合には、その結果を公表する責務があると考えます。

以上のことから、日本生態学会九州地区会並びに同学会自然保護専門委員会は、次の3点を貴社に要望します。

1. 現行の法アセスメントに準じた自主アセスメントが実施される際には、絶滅危惧種や学術上貴重な動植物の分布状況を正確に報告するとともに、本事業が種の存続や、種の存続を支える生態系の状態に対して与える影響を評価すること。自主アセスメントの結果については、絶滅危惧種等に関する情報で公開を制限することが望ましいものを除き可能な限り公表すること。
2. 透明性の見地から、自主アセスの結果に関して意見公募の機会を作り、得られた意見（パブリックコメント）に対して事業者の見解を説明するとともに、必要に応じて追加アセスメントを実施するなどの対応をとること。
3. 絶滅危惧種や学術上貴重な動植物の存続が脅かされないように、専門家や県自然保護課などと協力して適切な計画の修正や保全対策を行うこと。

わが国は、環境基本法（1993年）、種の保存法（1993年）、環境影響評価法（1997年）、自然再生推進法（2002年）、生物多様性基本法（2008年）などの制定を通じて、生物多様性を含む環境保全の法整備を進めてきました。2010年には、生物多様性条約第10回締約国会議（CBD COP10）が名古屋市で開催されたことから、愛知目標とよばれる10年間の目標を設定し、生物多様性に関する国際的な取り組みに貢献しつつ、国内においても生物多様性保全施策を強化してきました。その後、生物多様性国家戦略が1995年に制定され、その後5回の改訂を経て、2023年に「生物多様性国家戦略2023-2030」として再構築されました。同戦略では、2030年までにネイチャーポジティブ（自然再興）を実現することを目指し、5つの基本戦略と25の行動目標を設定しています。

以上、このようなわが国の法体系と国家戦略に照らして、貴社の事業においては、絶滅危惧種への影響の評価・回避などを含む、生物多様性保全への十分な配慮が強く求められています。日本生態学会九州地区会および同学会自然保護専門委員会は、本事業計画に対する適切な計画への修正および保全対策を講じることについて、協力を惜しまないことを申し添えます。